

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第9号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) … 2

教 育 委 員 会

- 告示第1号 教育委員会の招集…………… 2
- 告示第2号 宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱…………… 2
- 訓令甲第1号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程及び宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する規程…………… 2

告示

宇治市告示第9号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成31年2月15日から14日間

平成31年2月15日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
伊勢田町168号線	伊勢田町大谷1番地の23(右)	前	6.0 ~7.9	29.1	
	伊勢田町大谷3番地の2先(右)	後	6.9 ~7.4		
伊勢田町183号線	伊勢田町中山62番地の11	前	5.4 ~8.0	4.4	
	伊勢田町中山62番地の11	後	5.4 ~8.0		

教育委員会

宇治市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成31年1月28日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成31年1月29日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱を制定するについて

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第2号

宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成31年1月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱(昭和55年宇治市教育委員会告示第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「準要保護児童・生徒」を「児童若しくは生徒」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第6条関係)

都道府県の地区別区分 VI 区
地域の級地区分 1-2

特別支援教育就学奨励費 収入額・需要額調書

保護者氏名	住所	宇治市(電話番号)	氏名	世帯の状況(昨年12月末現在)	(フリガナ) 児童生徒氏名	学校名		学年		学校長認印														
						電話番号	氏名	種	年															
世帯の収入状況																								
所得金額	円			生年月日(満年齢)	続柄	職業・勤務先在学・学年(特別支援学級通学の有無)	教育費	学校給食費	基準額	第1類	期末一時扶助	第2類	収入額 需要額 $F = \frac{F}{i}$											
退職所得金額			・(歳)	・(歳)	世帯主		通学費					f(基準額)	円											
山林所得金額			・(歳)	・(歳)								g(地区別冬季加算額)	円											
前の計	A		・(歳)	・(歳)									円											
社会保険料			・(歳)	・(歳)									円											
生命保険料			・(歳)	・(歳)									円											
地震保険料			・(歳)	・(歳)									円											
計	B		・(歳)	・(歳)									円											
所得額(A-B)	C		・(歳)	・(歳)									円											
所得月額(C×1/12)	D		・(歳)	・(歳)									円											
障害者加算控除	E		・(歳)	・(歳)									円											
収入額(D-E)	F		・(歳)	・(歳)			a	b	c	d	e		円											
世帯員計 名																								
通学費明細(利用交通機関、区間及び1箇月の定期代)											特	記	項	支	給	区	分	決						
											審	査	結	I	収	入	額	が	需	要	額	の		
											果	II	収	入	額	が	需	要	額	の	2.5	倍	以	上

(注) 太線内のみ記入してください。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程及び宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成31年1月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程及び宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する規程

(宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正)

第1条 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(出勤及び退勤)」に改め、同条第1項中「出勤し、直ちに自ら出勤簿(別記様式第1号)に押印しなければ」を「出勤しなければ」に改め、同条第2項中「出勤簿」を「職員の出勤又は退勤の記録及び出勤簿」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 職員は、出勤した、又は退勤するときは、別に定める方法により、自ら出勤又は退勤の記録に必要な処理をしなければならない。

3 前項の規定により難い職員にあつては、出勤したときは、直ちに自ら出勤簿(別記様式第1号)に押印しなければならない。

(宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部改正)

第2条 宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程(平成24年宇治市教育委員会教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「出勤簿」を「出勤又は退勤の記録及び出勤簿」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)